

建築工事特記仕様書の化学物質部分（抜粋）

<p>1章 一般事項</p>	
<p>19 揮発性有機化合物対策</p>	<p>揮発性有機化合物の放散（発散）が少ない材料の使用に努める他、以下を満たすものとする。</p> <p>1)ホルムアルデヒド放散(発散)建築材料に指定されている材料は、F☆☆☆☆等の規制対象外材料とする。</p> <p>2)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、1)のほか、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>3)保温材、緩衝材、断熱材は、1)のほか、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>4)屋内に使用する塗料は、厚生労働省「屋内空気汚染に係るガイドライン」で指定された13物質(以下13物質)を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>5)木質建材、家具、建具類及び二次製品は、1)のほか、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>6)ワックスは、有機リン系化合物を含有していないものを使用し、13物質を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>施工時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散（発散）を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。</p>
<p>20 揮発性有機化合物の室内濃度測定</p>	<p>請負者は、検査機関（計量法第122条に定める計量士を配置し、計量法第107条に定める計量証明事業登録を行っている機関等）に依頼し、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認のうえ、測定結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(a) 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン</p> <p>(b) 測定方法(※拡散方式 ・吸引方式)</p> <p>① 居室の窓及び扉（造り付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む。）を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、そ</p>

	<p>の状態にて採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。</p> <p>② 居室の中央付近の床からおおむね 1.2m から 1.5m までの高さにおいて採取を行うこと。(学校の教室等については、机上の高さにおいて採取を行うこと)</p> <p>③ 採取時間は、吸引方式では 30 分以上継続して、同時に又は連続して 2 回以上行うこと。拡散方式では 8 時間以上とする。</p> <p>④ ホルムアルデヒドは、DNPH 誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法によるものとする。</p> <p>⑤ その他の揮発性化合物は、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法または容器採取法とガスクロマトグラフ/質量分析法の組み合わせによる。</p> <p>(c) 測定箇所 (箇所 普通教室、音楽室、図工室、コンピューター室、体育館等他監督職員と協議のこと)</p>
11 章 タイル工事	
03 陶磁器質タイル張	有機系接着剤のホルムアルデヒドの放散量等は 1 章一般事項 (19 揮発性有機化合物対策) による。
12 章 木工事	
03 集成材等 04 床張り用合板等 05 接着剤 06 防腐処理 07 防蟻処理 08 ラワン材の防虫処理	<p>} ホルムアルデヒド放出量等については、1 章一般事項 (19 揮発性有機化合物対策) による。</p> <p>非有機リン系とする。</p> <p>非有機リン系とする。</p> <p>非有機リン系とする。</p>
15 章 左官工事	
05 仕上塗材仕上げ	<p>薄付け仕上塗材 厚付け仕上塗材 複層仕上塗材 その他の仕上塗材の</p> <p>ホルムアルデヒド放出量については、1 章一般事項 (19 揮発性有機化合物対策) による。</p>

06 ロックウール吹付け	ロックウール及び接着剤のホルムアルデヒド放散量については、1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。
16章 建具工事	
09 木製建具	フラッシュ戸の表面材の合板、接着剤のホルムアルデヒド放散量等は1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。
18章 塗装工事	
01 材料	ホルムアルデヒド放散量等は1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。
04 塗装	<ul style="list-style-type: none"> ・つや有合成樹脂調合エマルジョンペイント塗り 塗料は TVOC 0.3%以下、シーラーは TVOC 1.0%以下とし、監督職員の承諾を必要とする。 ・合成樹脂調合エマルジョンペイント塗り 屋内に使用する場合は、塗料は TVOC 0.3%以下、シーラーは TVOC 1.0%以下とし、監督職員の承諾を必要とする。 ・水性ウレタンクリアー塗り 一般木部に使用する塗料は TVOC 1.0%以下、床に使用する塗料は TVOC 12%以下とし監督職員の承諾を必要とする。
19章 内装工事	
01 ビニル床シート張り等	接着剤のホルムアルデヒド放散量等は1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。
02 カーペット敷き	<p>カーペット等はホルムアルデヒドの放散（発散）量が日本インテリアファブリックス（協）基準又は同等の基準のものとする。</p> <p>接着剤のホルムアルデヒド放散量等は1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。</p>
03 合成樹脂塗床	ホルムアルデヒド放散量等は1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。
04 フローリング張り	フローリング、接着剤のホルムアルデヒド放散量等は1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。

06 せっこうボード、その他ボード及び合板張り	MDF、パーティクルボード、合板、接着剤のホルムアルデヒド放散量等は1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。
08 壁紙張り	壁紙、接着剤のホルムアルデヒド放散量等は1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。また壁紙はTVOCがISM又はSV規格又は同等の基準のものとする。
09 断熱・防露	フェノールフォーム保温材、その他の断熱材（グラスウール等）のホルムアルデヒド放散量等は1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。
20 章ユニット及び その他工事	
13 カーテン及びカーテンレール	カーテンの材質はホルムアルデヒド放散（発散）量が日本インテリアファブリックス（協）基準又は同等の基準のものとする。
15 木製家具	合板、ランバーコア、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量等は、1章一般事項（19 揮発性有機化合物対策）による。